



様式3（裏面）

随意契約とする理由及び見積りの相手方を選定した理由

本業務は、ほ場整備事業にかかる事業計画書作成業務であり、地形や土壌などの地域条件、用・排水の計画、将来の営農や換地計画など各種の条件を踏まえ事業計画の立案を行う必要があり、非常に特殊で専門的な知識を必要とする業務であることから、本業務に関する経験豊富な業者との随意契約とする。

福島県土地改良事業団体連合会は、本業務にかかる優れた技術力と豊富な知識や経験を有し、換地計画や農地利用集積計画にも精通した唯一の団体であることから、単独見積りによる随意契約とする。

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」に該当

福島県財務規則施行通達第269条関係第1項第3号

「契約の内容又は性質上、二人以上の者から見積書を徴することが困難又は不相当であるとき」